

# 上越市入札監視委員会 平成 31 年度第 1 回会議 次第

日 時：平成 31 年 4 月 26 日（金） 13：30～

会 場：上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 委員自己紹介 . . . . . 別紙、委員名簿
- 5 委員長、副委員長選任
- 6 挨拶（委員長・副委員長）
- 7 入札・契約制度の概要
  - (1) 上越市入札監視委員会の概要 . . . . . 資料 1
  - (2) 上越市の契約制度の概要 . . . . . 資料 2
  - (3) 平成 31 年度の入札・契約制度について . . . . . 資料 3
  - (4) 上越市財務規則【抜粋】 . . . . . 資料 4
- 8 報告
  - (1) 発注状況について（市発注） . . . . . 資料 5-1  
（ガス水道局発注） . . . . . 資料 5-2
  - (2) 指名停止措置状況について . . . . . 資料 6
- 9 審議
  - ・抽出案件の審議について . . . . . 資料 7

1	富岡小学校他 2 校普通教室空調設備設置 工事
2	直江津小学校他 2 校普通教室空調設備設置 工事
3	春日新田小学校他 1 校普通教室空調設備設置 工事
4	大潟町小学校他 1 校普通教室空調設備設置 工事
5	諏訪小学校他 2 校普通教室空調設備設置 工事
6	鶉の浜消防部消防器具置場解体 工事
7	やちほ保育園保育室改修 工事
8	上越地域医療センター病院地歴調査業務 委託
9	住宅用火災報知器（南新町住宅 E 棟ほか 9 棟） 物品購入
10	柿崎川浄水場 NO.1 前次亜塩素流量計 物品購入

## 上越市入札監視委員会の概要

### 1 目的

入札・契約手続きにおける客観性及び透明性の向上、並びに公正性の確保を図るため

### 2 所掌事項

- (1) 市（ガス水道局含む）が発注した契約の実施状況について報告を求め、報告を受けた中から案件を抽出し、契約の手続きの方法等について審議を行うこと（定例会議）
- (2) 業者からの再苦情について審議を行うこと（再苦情処理会議）
- (3) その他委員会が必要と認める事項について審議すること

### 3 組織

6人以内の委員で組織（氏名・職業の公表）

### 4 任期

2年（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）

※新元号が施行された後は、「平成33年」とあるのは、『令和3年』と読み替えてください。

### 5 会議

- (1) 委員の半数以上の出席が必要
- (2) 定例会議は概ね4か月に1回開催（必要に応じて再苦情処理会議を開催）
- (3) 会議は原則公開（ただし、次の場合を除く）
  - ・ 市情報公開条例第6条の非公開情報を有する場合（個人や法人の権利利益を害する恐れのある場合など）
  - ・ 再苦情に関する審議を行う場合
- (4) 会議の議事（内容）を公表  
市ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>

### 6 審議の対象案件

- (1) 予定価格が130万円を超える工事
- (2) 予定価格が100万円を超える委託・物品・印刷・賃貸借

### 7 市長への意見等

- (1) 審議を行った事項や入札制度の改善点等を必要に応じて市長に提言できる。
- (2) 再苦情に係る審議結果は市長に報告し、内容を公表する。

### 8 委員の除斥

自己又は3親等以内の親族の利害に係る審議には参加できない。

### 9 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 上越市の契約制度の概要

## 1 契約の方法

契約の方法	メリット	デメリット
制限付き一般競争入札	広範な参加機会 競争性の向上 談合の防止	不適格業者の参加 品質の低下 事務量の増
指名競争入札	不適格業者の排除 品質の確保・向上	入札参加業者の固定化 一般競争と比べ競争性が低下 一般競争と比べ談合がしやすい
見積合わせ (随意契約)	的確な業者選定 価格以外の要素を考慮 事務の負担軽減	契約業者の偏り 競争性の低下 経済性の低下

## 2 予定価格と最低制限価格

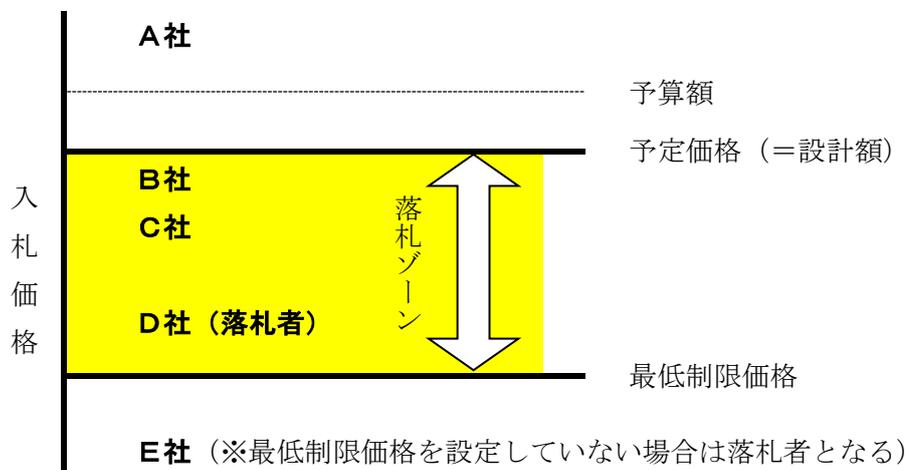
## (1) 予定価格とは

- 市が契約を締結する際に、この金額を超えて契約をしてはならないとする上限金額で、全ての契約において設定

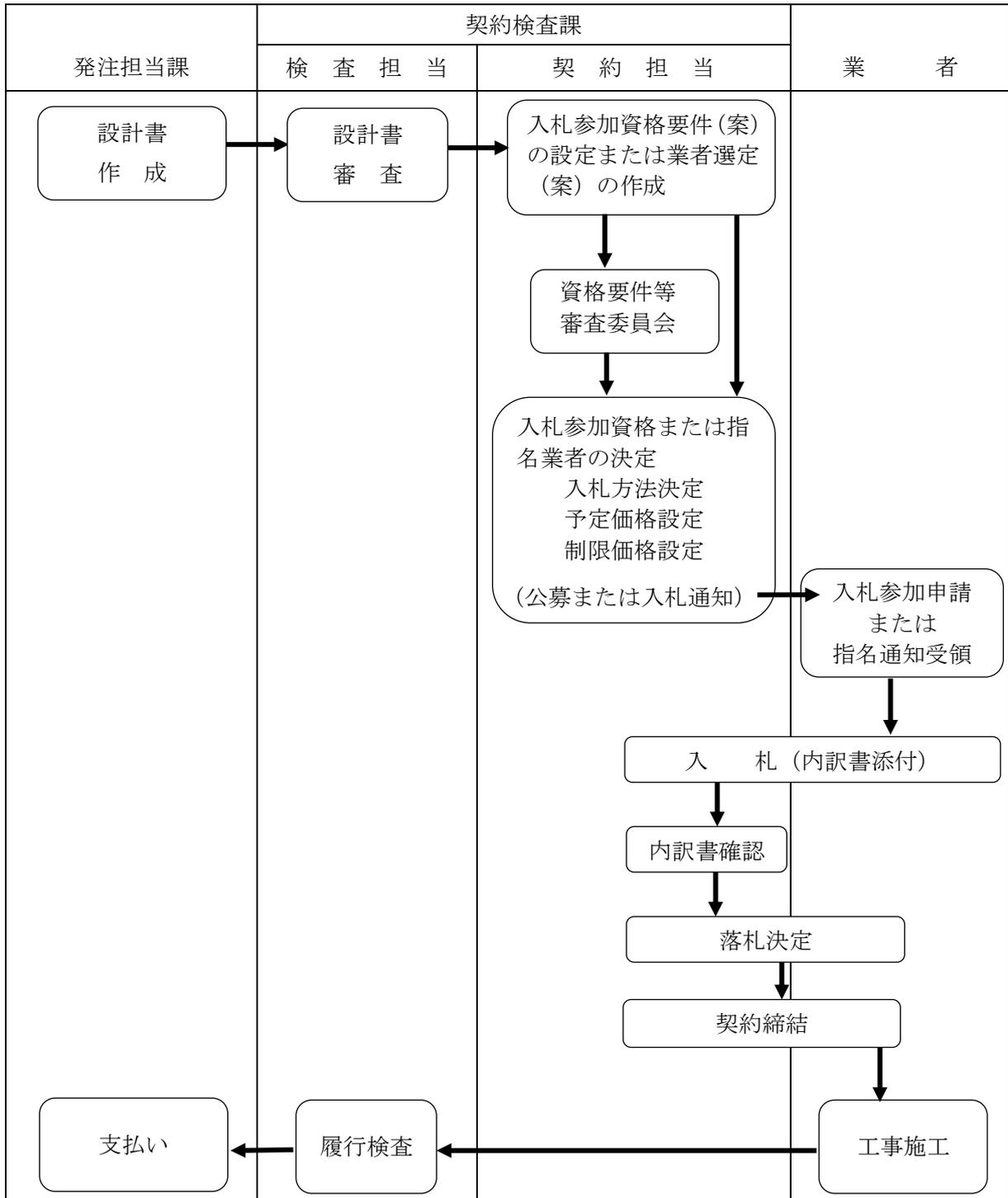
## (2) 最低制限価格とは

- 市が契約を締結する際に、この金額未満の額では契約を行わないとする下限金額で、必要に応じて設定

## (3) 落札の仕組み



## 入札・契約の流れ（工事の場合）



※ 公表している項目

- 入札参加資格者名簿  
業者名、住所、ランク
- 年間発注見通し（予定価格が130万円を超える建設工事）  
名称、場所、期間、種別、概要、発注時期、契約の方法
- 入札結果  
入札日、予定価格、最低制限価格、工事名称、場所、期間、種別、概要、契約の方法、指名業者、  
入札額、指名理由、契約相手の名称、契約金額

## 平成31年度の入札・契約制度について

## ■時限措置

項目	説明
現場代理人の常駐 (兼任)義務の緩和措置 【当分の間】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施工場所が市内で当初契約金額が1件3,500万円未満の工事について、当初契約金額の合計が7,000万円未満で5件まで兼任を認めます。 なお、当初契約金額が1件3,500万円以上の工事を含む場合は、対象工事に密接な関係がある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10km程度以内の場合に限り、2件まで兼任を認めます。 ※ 施工内容の難易度等から兼任を認めない場合は、発注時の設計図書等に記載します。</li> </ul>
見積期間 【平成32年3月31日まで延長】	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予定価格が5,000万円以上1億円未満の工事について、見積期間を土日・祝祭日を除く10日間とします。</li> </ul>

## ■電子入札の運用方法

- 電子入札を次のとおり運用しています。

◇入札通知日：原則として木曜日（木曜日が祝日の場合は前日）

◇開札日：入札通知書で指定する日の午前9時以降（同日に複数の案件がある場合は順次開札）

◇契約書の受渡：電子入札システムによる落札決定通知書の送信日以降（上越市役所契約検査課で受渡）

◇その他留意事項

※平成27年度から入札時の工事費内訳書の提出が義務化されたことを受け、開札後は落札決定を保留とし、工事費内訳書の点検後に落札決定を行う。（案件数の多寡にもよりますが、通常は、開札日の翌日（開札日が金曜の場合は月曜日）又は翌々日に落札決定の通知書を送信します。）

※一般競争入札の場合は、市の工事費内訳書の点検後に落札候補者に対して入札参加要件の確認資料の提出を求めます。

※電子入札システムが利用できなくなった場合は、速やかに契約検査課へ連絡してください。

## 【電子入札システムによる指名競争入札の流れ（5月9日通知の場合）】

5月9日（木） 入札通知日

10日（金）

11日（土）

12日（日）

13日（月）

14日（火）

15日（水）

16日（木）

17日（金）

18日（土）

19日（日）

20日（月）

21日（火） 入札開始※入札時に工事費内訳書を添付

22日（水）

23日（木） 入札終了

24日（金） 開札日（落札決定保留）

25日（土）

26日（日）

27日（月） 落札決定日

28日（火）（落札決定日）※案件数が多い場合

見積期間10日間  
※入札通知日・開札日・土日祝日を除く

工事費内訳書の点検

# 建設工事及び建設コンサルタント等業務委託の入札・契約制度の概要

## ■平成 31 年度入札・契約制度の概要

	項 目	内 容											
競 争 性	予定価格等の公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての入札で予定価格、最低制限価格及び指名業者を落札者決定後に公表する。</li> </ul>											
	制限付き一般競争入札	<p><b>【対象範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計金額が 2,000 万円以上の工事</li> </ul> <p><b>【公告場所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約検査課閲覧所</li> <li>上越市ホームページ</li> <li>業界新聞への情報提供</li> </ul> <p><b>【設計図書の閲覧方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約検査課閲覧所での閲覧、ホームページ等からのダウンロード</li> </ul> <p><b>【落札者の決定方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札により落札候補者を決定し、入札参加資格要件を審査した後、落札者として決定（事後審査型）</li> <li>最初の落札候補者が資格要件を満たさない場合は、次点者を審査</li> </ul>											
	指名競争入札	<p><b>【対象範囲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計金額が 2,000 万円未満の工事</li> </ul> <p><b>【業者数の基準】</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 級工事</td> <td>14 業者</td> </tr> <tr> <td>B 級工事</td> <td>14 業者</td> </tr> <tr> <td>C 級工事</td> <td>12 業者</td> </tr> <tr> <td>D 級工事</td> <td>8 業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事等級のない工種</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>予定価格 500 万円以上</td> <td>14 業者</td> </tr> <tr> <td>予定価格 500 万円未満</td> <td>12 業者</td> </tr> </tbody> </table>	A 級工事	14 業者	B 級工事	14 業者	C 級工事	12 業者	D 級工事	8 業者	予定価格 500 万円以上	14 業者	予定価格 500 万円未満
A 級工事	14 業者												
B 級工事	14 業者												
C 級工事	12 業者												
D 級工事	8 業者												
予定価格 500 万円以上	14 業者												
予定価格 500 万円未満	12 業者												

公平性・公正性	工事費内訳書の提出	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の入札時において入札金額に対する内訳書の提出を求める。内訳書の内容に不備があった場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。</li> </ul> <p>[無効要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 内訳書未提出</li> <li>イ 入札金額と内訳書合計金額の不一致</li> <li>ウ 内訳書の計算誤り など</li> </ul>
	社会保険等の加入促進に向けた取組	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格が 130 万円を超える工事において、元請業者に提出義務がある「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。</li> <li>社会保険等の未加入が確認された場合は、元請業者に対して、当該下請業者への社会保険等加入指導を要請する。なお、要請後、一定期間が経過しても社会保険等の加入が確認できない場合は、発注者から建設業許可機関等に未加入情報を通知する。</li> <li>予定価格が 130 万円を超える工事において、社会保険等未加入業者を下請契約（一次下請のみ）の相手方としないことを建設工事請負基準約款に明記する。【平成 31 年 10 月（予定）から】</li> </ul>
	1 抜け方式による入札	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注機会の均等を図るため、次の条件すべてに当てはまる入札を実施する場合、1 度落札した業者が次の入札に参加できない。（電子入札により入札に参加している場合は、辞退扱いとする。）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札方法が同じ（一般競争入札、指名競争入札ごと）</li> <li>② 工種、又は業務内容が同じ</li> <li>③ 入札参加資格要件が同じ</li> <li>④ 同日に行う入札</li> </ul>
	苦情申出制度	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札で指名されなかった場合や一般競争入札で入札参加資格が認められなかった場合又は指名停止等の措置を受けた場合、業者が市に対して苦情を申立てることができる。</li> <li>苦情に対する市の回答に不服がある場合は、再申立てをすることができる。この場合、入札監視委員会で対応方法を審議する。</li> </ul>
	少額工事等契約希望者登録制度	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加資格のない小規模事業者の受注機会の確保を図るため、130 万円以下の契約で、その内容が軽易で履行確保が容易な工事及び修繕を少額工事等契約希望者に発注する。</li> </ul> <p><b>【登録対象者及び申請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の入札参加資格を有しない市内に本社がある法人又は個人</li> <li>登録申請は随時受付</li> </ul>

<b>透 明 性 ・ 客 観 性</b>	電子入札の推進	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格 130 万円超の建設工事及び予定価格 50 万円超の建設コンサルタント等業務委託について、すべて電子入札で執行する。(随意契約を除く)</li> <li>・ 入札参加要件として電子入札導入業者を優先する。</li> </ul>
	発注見通しの公表	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概算額が 130 万円超の工事及び 50 万円超の業務委託の年間発注見通しを年度当初に公表する。(追加・変更等があった場合は、適宜公表)</li> </ul>
	入札結果等の公表	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札及び見積り結果、変更契約の内容、指名停止措置などをホームページで随時公表する。</li> </ul>
	入札の公開	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札を市民に公開する。</li> </ul>
	入札監視委員会の設置	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札案件を審議し、手続きや制度等に関する改善点を市長に具申できる。</li> <li>・ 指名業者の選定や工事の成績評定に関する苦情に対する市の説明について、業者から納得を得られない場合や、その対応方法について審議し、市長に結果を報告する。</li> </ul> <p><b>【委員数】</b></p> <p>6 名以内 (有識者及び公募市民)</p> <p><b>【開催数】</b></p> <p>3 回／年程度</p>

<b>品 質 確 保</b>	総合評価方式	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格の安さと価格以外の要素 (例：企業の実績、技術者の能力、地域貢献度など) を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする。</li> </ul>
	制限付き一般競争入札の参加対象範囲	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木、建築工事の B ランク工事うち、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が 2,000 万円以上の工事は、難易度や品質確保の面から格付け A ランク業者の参加を認める。</li> </ul>

品質確保	最低制限価格の設定	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計価格が 130 万円超の建設工事及び設計価格が 50 万円超の設計・測量・調査等の建設コンサルタント等業務委託で設定し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。(仕様書発注の場合を除く)</li> </ul> <p><b>【算定式】</b></p> <p>■建設工事  (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×8/10＋一般管理費×3/10)  ＝入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き) ※千円未満切り上げ  ※上記経費の分類は、土木工事標準積算基準書及び公共建築工事積算基準を原則とする。</p> <p>■建設コンサルタント等業務  (直接費＋諸経費等×7/10)  ＝入札書比較制限価格(最低制限価格の税抜き) ※千円未満切り上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">直接費</th> <th style="text-align: center;">諸経費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">測量業務</td> <td style="text-align: center;">直接測量費</td> <td style="text-align: center;">諸経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地質調査業務</td> <td style="text-align: center;">直接調査費＋間接調査費</td> <td style="text-align: center;">諸経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費＋直接経費の内以下のア～オに該当するもの</td> <td style="text-align: center;">その他原価＋一般管理費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物件調査業務</td> <td style="text-align: center;">直接原価</td> <td style="text-align: center;">その他原価＋一般管理費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ア：事務用品費、イ：旅費交通費、ウ：電子成果品作成費、エ：電子計算機使用料及び機械器具損料、オ：特許使用料、製図費等</p>	区 分	直接費	諸経費等	測量業務	直接測量費	諸経費	地質調査業務	直接調査費＋間接調査費	諸経費	設計業務	直接人件費＋直接経費の内以下のア～オに該当するもの	その他原価＋一般管理費	物件調査業務	直接原価	その他原価＋一般管理費
	区 分	直接費	諸経費等														
	測量業務	直接測量費	諸経費														
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費	諸経費															
設計業務	直接人件費＋直接経費の内以下のア～オに該当するもの	その他原価＋一般管理費															
物件調査業務	直接原価	その他原価＋一般管理費															
低入札価格調査制度の試行	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低入札金額(見積金額)が予定価格の 85%を下回った場合、応札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、積算内容の説明及び聞き取り調査を行い、落札者を決定する。</li> <li>調査対象 最低制限価格を設けていない仕様書発注の工事及び委託業務</li> <li>主な調査項目 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 賃金が最低賃金額以上であること(役務の業務委託)</li> <li>② 資格・人員配置が適切であること</li> <li>③ 資機材等が確保されていること</li> <li>④ 仕様書にある項目が漏れなく積算されていること。</li> </ol> </li> </ul>																
営繕工事における設計変更等の円滑化	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営繕工事において、総括表以外の資料(積算数量書など)について、建設工事請負基準約款第 1 条における「設計図書」として位置付ける。</li> </ul> <p>※営繕工事…「建築物の造営と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指す。</p>																

<b>品 質 確 保</b>	<b>共同企業体運用 基準</b>	<b>【対象工事・金額基準】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">土木工事・舗装工事・建築工事・設備工事</td> <td style="width: 30%;">1億円以上</td> </tr> </table> <p>※上記のほか、技術的難度が高く共同企業体により安定的な施工が図られる建設工事</p>	土木工事・舗装工事・建築工事・設備工事	1億円以上					
		土木工事・舗装工事・建築工事・設備工事	1億円以上						
		<b>【構成要件】※各付け等級がある場合</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">構成員数</th> <th style="width: 70%;">格付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2社の場合</td> <td>Aランク＋Aランク</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3社の場合</td> <td>Aランク＋Aランク＋Aランク</td> </tr> <tr> <td>Aランク＋Aランク＋Bランク</td> </tr> </tbody> </table>	構成員数	格付け	2社の場合	Aランク＋Aランク	3社の場合	Aランク＋Aランク＋Aランク	Aランク＋Aランク＋Bランク
構成員数	格付け								
2社の場合	Aランク＋Aランク								
3社の場合	Aランク＋Aランク＋Aランク								
	Aランク＋Aランク＋Bランク								
<b>【出資比率】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">構成員数</th> <th style="width: 30%;">代表者の出資比率</th> <th style="width: 40%;">代表者以外の出資比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2社の場合</td> <td>50%超</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>3社の場合</td> <td>40%以上</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table>	構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率	2社の場合	50%超	30%以上	3社の場合	40%以上	20%以上
構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率							
2社の場合	50%超	30%以上							
3社の場合	40%以上	20%以上							

<b>そ の 他</b>	<b>前払金制度</b>	<b>【概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>前払金は、130万円超の工事の場合は請負額の40%、50万円超の建設コンサルタント等業務委託の場合は請負額の30%を上限とする。</li> <li>中間前払金は、上限として支払う請負金額が130万円超で工期が60日以上の工事を対象に、請負金額の20%を上限とする。</li> </ul>															
	<b>障害者多数雇用者優遇制度</b>	<b>【概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定雇用率を超える障害者を雇用している事業者に対し、受注機会の拡大を図るため、障害者を多数雇用する事業者を登録し、申請物品等の発注の際、優先的に指名する。</li> </ul>															
	<b>工事業者の格付けのための総合評点に加算する主観項目</b>	<b>【主観項目と加算点】</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">主観項目名</th> <th style="width: 30%;">加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良工事受賞者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画社会の促進</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用の促進</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生の認証取得者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>消防団協力事業所認定者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>除雪業務受託者</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>エコアクション21取得者</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	主観項目名	加算点	優良工事受賞者	10点	男女共同参画社会の促進	10点	障害者雇用の促進	10点	労働安全衛生の認証取得者	10点	消防団協力事業所認定者	10点	除雪業務受託者	10点	エコアクション21取得者
主観項目名	加算点																
優良工事受賞者	10点																
男女共同参画社会の促進	10点																
障害者雇用の促進	10点																
労働安全衛生の認証取得者	10点																
消防団協力事業所認定者	10点																
除雪業務受託者	10点																
エコアクション21取得者	5点																

そ の 他	市内営業所業者 の入札参加要件	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事の指名基準となる営業所の要件を次のとおりとする。(下水道工事及び舗装工事を除く) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐し、実態的な営業活動を5年以上行っていること</li> <li>② 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること</li> <li>③ 営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること</li> <li>④ 営業所に常勤する従業員が3人以上であること</li> </ul> </li> <li>※ ただし、工事内容によって、指名者数が少数となり競争性が確保できないと判断した場合はこの限りでない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設コンサルタント等業務の営業所の要件を次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐し、実態的な営業活動を1年以上行っていること</li> <li>② 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること</li> <li>③ 営業所に常勤する従業員が1人以上であること</li> </ul> </li> <li>※ ただし、業務内容によって、指名者数が少数となり競争性が確保できないと判断した場合は、例外として、上記営業所の基準を満たしていない業者への指名を行う。</li> </ul>
	週休2日取得モデル工事【試行】	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週休2日取得モデル工事の試行対象案件となった場合、新潟県の取扱いに準じ、工事設計書の労務費等における補正加算を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上越市が発注する土木及び港湾工事並びに営繕工事で新潟県土木工事標準仕様書、公共建築工事標準仕様書等を適用する工事</li> <li>② 当初設計額が1,000万円以上の土木工事、港湾工事とし、当初設計書に「週休2日取得モデル工事」特記仕様書が添付されている工事で受注者が希望したもの。</li> <li>③ すべての営繕工事について「発注者指定方式」・「受注者希望方式」を基本として行う。</li> </ul> </li> </ul>

※新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

<工事の発注標準と業者の格付基準>

工種	級	発注標準	格付け
土木	A	3,000 万円以上	790 点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,100 万円以上、3,000 万円未満	特定建設業許可業者は 690 点以上 790 点未満、 一般建設業許可業者は 690 点以上
	C	400 万円以上、1,100 万円未満	610 点以上 690 点未満
	D	400 万円未満	610 点未満
建築	A	2,200 万円以上	790 点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	600 万円以上、2,200 万円未満	特定建設業許可業者は 700 点以上 790 点未満、 一般建設業許可業者が 700 点以上
	C	300 万円以上、600 万円未満	600 点以上 700 点未満
	D	300 万円未満	600 点未満
電気	A	500 万円以上	690 点以上
	B	500 万円未満	690 点未満
管	A	500 万円以上	710 点以上
	B	500 万円未満	710 点未満
舗装	A	1,200 万円以上	1000 点以上
	B	1,200 万円未満	1000 点未満

<下水道工事発注の基本的考え方>

工種（口径）		設計金額	入札方法	発注対象
推進	800 ㍉超～	5,000 万円以上	制限付き一般競争入札	市内営業所（県内本社）＋ 市内本社のJV
		2,000 万円～5,000 万円 未満	制限付き一般競争入札	市内本社
		2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社
	800 ㍉以下	1 億円以上	制限付き一般競争入札	市内本社同士のJV
		2,000 万円～1 億円未満	制限付き一般競争入札	市内本社
		2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社
開削	1 億円以上	制限付き一般競争入札	市内本社同士のJV	
	2,000 万円～1 億円未満	制限付き一般競争入札	市内本社	
	2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社	

※雨水管工事は上記基準に準ずる。

## ○上越市財務規則【抜粋】

## 第7章 契約

## 第1節 通則

(適用の範囲)

第133条 売買、貸借及び請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

(契約に関する事務)

第134条 契約検査課長及び用地管財課長（以下「契約担当課長」という。）は、市の契約に関する事務を行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、課長等にその事務の一部を行わせることができる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第134条の2 上越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年上越市条例第126号）第2条第9号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 仮設建築物の賃貸借契約
- (2) 厨房機器<sup>ちゅう</sup>の賃貸借契約
- (3) 長期継続契約により借り入れる物品の保守管理に関する委託契約
- (4) その他契約検査課長が別に指定する契約

(契約の方法等)

第135条 契約担当課長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項、第3項又は第5項に規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札によることが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないものとするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
- (3) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス施設」という。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）

エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（以下「小規模作業所」という。）

(4) 次に掲げる施設等から役務の提供（キに掲げる団体に係る役務の提供にあつては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「母子・父子福祉団体」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供に限る。）を受ける契約をするとき。

ア 障害福祉サービス施設

イ 障害者支援施設

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所

オ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合

カ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター

キ 母子・父子福祉団体

(5) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定により市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(6) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(7) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(9) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再入札に付し落札者がいないとき。

(10) 落札者が契約を締結しないとき。

4 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後に、契約の相手方となった者の氏名（法人の場合は、その名称）、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

5 動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適しているときは、競り売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第136条 契約担当課長は、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取るとき。

(2) 電力、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。

(3) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。

(4) 競り売り及び売価表示販売をするとき。

(5) 前条第3項第1号に規定する契約をするとき。

2 契約担当課長は、前項第5号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、この限りでない。

（契約書の記載事項）

第137条 前条の規定により、契約担当課長が作成すべき契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約履行期限及び場所
- (4) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 契約保証金の額
- (6) 債権債務の譲渡に関する事項
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における契約の解除、遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争解決の方法
- (11) 監督及び検査
- (12) その他必要な事項  
(契約保証金)

第138条 契約担当課長は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第140条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第201条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約保証金の率又は額について、他の条例又は規則に定めがあるときは、当該他の条例又は規則に定める率又は額とする。
- 4 第1項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、保証すべき契約の契約保証金の額でなければならない。
  - (1) 銀行その他市が確実に認める金融機関の保証
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 5 契約担当課長は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
  - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。
- 6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(契約保証金の受入れ及び払出しの手続)

第139条 契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(仮契約書の作成)

第140条 契約担当課長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を落札者に書面をもって通知しなければならない。

(違約金の徴収)

第141条 契約担当課長は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数1日につき契約金額の1万分の4以上の割合で違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(契約の解除)

第142条 契約担当課長は、契約の相手方が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込がないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。

(3) 契約の解除の申出をしたとき。

(4) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第136条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

(監督及び検査)

第143条 課長等は、工事又は製造その他についての請負契約が締結されたときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、速やかにその旨を課長等に届け出なければならない。

3 契約検査課長又は課長等は、前項の届出があったときは、直ちに自ら又は工事検査員若しくは補助者に命じてその受ける給付の完了の確認をするため、設計書又は仕様書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

4 契約検査課長又は課長等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前項の職員によって検査をすることが困難であり、又は適当でないとき認めるときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、また同様とする。

(検査調書の作成)

第144条 契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合には、検査調書を作成しなければならない。

ただし、別に定める要件に該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。

- 2 前項の規定により契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、検査調書を作成した場合には、当該検査を命じた契約検査課長又は課長等に検査調書を提出しなければならない。
- 3 収支命令職員は、第1項の規定による検査調書によらなければ当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。ただし、同項ただし書の規定により検査調書の作成を省略するときは、請求書又は支出調書で検査した旨を記載をすることをもって、検査調書に代えることができる。

(部分払)

第145条 収支命令職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

- 2 前項の支払金額は、工事又は製造その他の請負についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又はその他についての請負契約に係る完済部分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。
- 4 予算執行職員は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。
- 5 第143条第3項及び前条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

#### 第2節 一般競争入札

(入札の公告)

第146条 契約担当課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる期間において公報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、契約担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り、短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満のものは1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のものは10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上のものは15日以上

(入札について公告する事項)

第147条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 競争加入資格の制限をしたときは、その制限
- (5) 入札に参加する資格を有することについて課長等の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札に当たっては、上越市財務規則の各条項を尊重しなければならない旨
- (9) その他必要な事項

(契約担当課長等の責務)

第148条 契約担当課長又は課長等は、入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により入札価格を決定するために必要

な便宜を図るよう努めなければならない。

(入札保証金等)

第149条 入札者は、現金又は第201条第1項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約担当課長があらかじめ指定する日までに歳入歳出外現金等納付書（電子入札の場合にあつては、書留郵便又はこれに準ずると市長が認める方法（以下「書留郵便等」という。）により、会計管理者に対し納入しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付があつたときは、会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。

3 契約担当課長は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。ただし、第156条第1項ただし書の規定による入札（以下「郵便等による入札」という。）及び電子入札の場合にあつては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

(入札保証金の免除)

第150条 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあつては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札に付する場合において、入札者が施行令第167条の5及び第167条の1の規定に基づき市長が別に定める資格を有する者で契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

(入札保証金の還付)

第151条 入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者の納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

2 第140条第1項の規定により仮契約を締結した者が納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第2項の規定による通知をするときに還付するものとする。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第152条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(予定価格の作成等)

第153条 予算執行職員（契約検査課において契約に関する事務を行う場合にあつては、市長又は第3条の規定により市長の権限を専決する副市長、財務部長若しくは契約検査課長。以下この条において同じ。）は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書及び設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

2 予算執行職員は、予定価格を定めたときは、市長が別に定める予定価格書（以下「予定価格書」という。）に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

3 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、入札に付する前に予定価格を公表することができる。この場合においては、予定価格書を封筒に入れて封印することを要しない。

4 契約担当課長は、予定価格書を入れた封筒（前項の規定により予定価格書を封筒に入れて封印しなかった場合にあつては、予定価格書）を開札の際、開札場所に置かなければならない。

5 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとする

きは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第146条の規定による公告において明らかにすることができる。

(予定価格の決定方法)

第154条 前条第1項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(落札価格の制限)

第155条 一般競争入札により、工事又は製造の請負契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとする場合には、第153条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 前項により最低制限価格を設けたときは、第146条の公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第156条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便等で提出して行うことができる。

2 郵便等による入札をするときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。

(電子入札の方法)

第156条の2 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、入札を電子入札の方法により行わせることができる。

2 電子入札に参加する者は、前条第1項の入札書の提出に代えて、電子入札システムに入札金額その他必要な事項を入力することにより入札しなければならない。

(代理入札)

第157条 契約担当課長は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、契約担当課長が別に定める方法により代理権を確認することができる場合を除き、入札開始日時までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

(入札価格の表示効力等)

第157条の2 総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合において、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

2 契約検査課長は、総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

(入札の時期)

第158条 入札は、公告した入札開始日時から入札締切日時までの間に契約担当課長の指示に従い行わなければならない。

2 入札者は、契約担当課長の入札開始日時及び入札締切日時の認定に対して異議を申し立てることができない。

(開札)

第159条 契約担当課長は、入札が終わったときは、入札締切日時経過後直ちに公告で示した場所で、入札者（入札者が立ち会わない場合（ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。））にあつては、当該入札事務に関係のない職員）の立会いの上開札しなければならない。ただし、郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを要しない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子入札システムに入力した事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約担当課長は、第1項の規定による開札により落札者が決定したときは、電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により、電子入札による入札の場合にあっては電子入札システムを使用して通知しなければならない。
- 4 契約担当課長は、入札の結果について第1項に規定する立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

（無効入札）

第160条 契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効として取り扱うものとする。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は第157条の規定による代理権の確認を受けない代理人がした入札
  - (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
  - (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第149条第1項に規定する額に達しない者がした入札
  - (4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始日時までに到着せず、又は書留郵便等以外の方法によった入札
  - (5) 電子入札であって、第158条第1項の入札締切日時までに入札金額その他必要な事項が電子入札システムにより市の使用に係る電子計算組織に記録されないもの
  - (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
  - (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 契約担当課長は、入札者が不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。
  - 3 入札の効力は、契約担当課長が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第161条 契約検査課長は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を結ぶことにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して市長の承認を受けなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の措置をとるに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

（入札の打切）

第162条 落札者の決定後、郵便等による入札及び電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに、郵便等による入札及び電子入札の場合にあっては第159条第3項の規定による通知を受けた後に当該落札者が入札の取消しをする旨申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があっても、その者を落札者としな

（再入札）

第163条 契約担当課長は、初度の入札において落札者がいない場合にその差額が僅かであると認めるときは、入札条件を変更しないで電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに、電子入札の場合にあっては契約担当課長が入札の時期を指定して再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

- 2 再入札の場合の入札保証金は、第149条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。
- 3 初度の入札において郵便等による入札をした者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第160条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- 4 契約担当課長は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに前項の規定により再入札に参加できない者並びに入札開始日時及び入札締切日時をあらかじめ電子入札以外の方法による入札の場合にあつては口頭又は書面で、電子入札の場合にあつては電子入札システムを使用して、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札中止等)

第164条 契約担当課長は、不正が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。この場合において、電子入札により入札した者に対しては、併せて電子入札システムを使用して通知しなければならない。

- 3 契約担当課長は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便等による入札が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

(公告期間の短縮)

第165条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第146条第1項ただし書の規定を準用する。

#### 第3節 指名競争入札

(指名競争参加人数)

第166条 契約担当課長は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名通知)

第167条 契約担当課長は、前条の規定により相手方を指名したときは、第146条の規定に準じ、相当の見積期間において第147条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第168条 指名競争入札に関しては、前2条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

#### 第4節 随意契約

(随意契約の手続)

第169条 契約担当課長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき又は市長が別に定めるときは、この限りでない。

- 2 契約担当課長は、随意契約をする場合においては、経費執行伺にその根拠規定を記載しなければならない。

(予定価格の決定)

第170条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第153条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がない場合は、当該価格を予定価格とすることができる。

- 2 契約担当課長は、前項ただし書に規定する場合その他市長が別に指定する要件に該当する

場合は、予定価格書の作成を省略することができる。この場合において、契約担当課長は、市長が別に定める書面に予定価格を記載しなければならない。

(随意契約の相手方)

第171条 施行令第167条の4に該当する者は、随意契約の相手方とすることができない。

#### 第5節 競り売り

(競り売り)

第172条 用地管財課長は、動産の売払で当該契約の性質が競り売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じて競り売りに付することができる。

#### 第6節 建設工事の特例

(建設工事請負契約の特例)

第173条 契約検査課長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約を締結する場合には、同条第3項に規定する建設業者であるかどうか確認しなければならない。

2 建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第136条第1項の規定にかかわらず、別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

3 契約検査課長は、建設工事請負契約については、第137条第1号から第6号までに掲げる事項及び別記建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日から7日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

(工事費内訳書等)

第174条 契約検査課長は、建設工事請負契約書に添える必要があると認めるときは、契約の相手方に対し、契約の相手方が確定した日から7日以内に工事費内訳書及び工程表を提出させることができる。

第175条 削除

(工事着手時期及び工期の起算)

第176条 建設工事の契約者は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において契約検査課長の承認を得たときは、この限りでない。

2 建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

(工事着手届)

第177条 建設工事の契約者は、工事に着手したときは、速やかにその旨を課長等に届出しなければならない。ただし、第173条第3項ただし書の規定により契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えた場合は、書面による届出を省略することができる。

## 平成30年度発注状況総括表【工事】

上越市

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	土木	6	470,449	64	3,594,651	68	3,256,444	110.39%
	建築	1	196,560	17	2,249,532	21	1,658,772	135.61%
	電気	11	552,506	15	892,706	3	362,988	245.93%
	管	13	1,055,236	28	1,848,226	12	843,599	219.09%
	舗装	0	0	1	20,800	2	57,367	36.26%
	その他	0	0	5	962,745	15	900,979	106.86%
	計	31	2,274,751	130	9,568,660	121	7,080,149	135.15%
指名競争入札	土木	10	95,385	101	745,093	86	550,447	135.36%
	建築	7	35,132	24	134,022	28	186,964	71.68%
	電気	2	5,460	33	147,777	48	163,513	90.38%
	管	3	22,234	21	107,422	25	108,619	98.90%
	舗装	2	6,156	52	359,886	49	273,280	131.69%
	その他	8	28,620	63	236,180	67	267,579	88.27%
	計	32	192,987	294	1,730,380	303	1,550,402	111.61%
随意契約	土木	2	111,726	3	114,750	1	3,564	3219.70%
	建築	0	0	3	17,233	1	21,276	81.00%
	電気	0	0	0	0	0	0	-
	管	4	28,166	4	28,166	1	38,340	73.46%
	舗装	0	0	1	4,903	0	0	-
	その他	1	2,862	11	191,335	16	151,053	126.67%
	計	7	142,754	22	356,387	19	214,233	166.35%
合 計	土木	18	677,560	168	4,454,494	155	3,810,455	116.90%
	建築	8	231,692	44	2,400,787	50	1,867,012	128.59%
	電気	13	557,966	48	1,040,483	51	526,501	197.62%
	管	20	1,105,636	53	1,983,814	38	990,558	200.27%
	舗装	2	6,156	54	385,589	51	330,647	116.62%
	その他	9	31,482	79	1,390,260	98	1,319,611	105.35%
	計	70	2,610,492	446	11,655,427	443	8,844,784	131.78%
平均落札率		94.60%		94.02%		93.73%		

平成30年度発注状況総括表【委託】

上越市

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	設計	6	17,293	66	568,100	59	431,408	131.69%
	監理	0	0	1	5,184	0	0	-
	測量	6	14,697	37	93,137	44	108,526	85.82%
	調査	4	3,409	29	73,623	24	105,910	69.51%
	その他	37	81,451	133	260,042	140	378,247	68.75%
	計	53	116,850	266	1,000,086	267	1,024,091	97.66%
随意契約	設計	2	4,428	6	25,974	18	135,414	19.18%
	監理	4	15,671	17	74,099	23	81,434	90.99%
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	1	14,990	2	24,915	1	3,132	795.50%
	その他	27	92,262	118	426,456	106	520,774	81.89%
	計	34	127,351	143	551,444	148	740,754	74.44%
合 計	設計	8	21,721	72	594,074	77	566,822	104.81%
	監理	4	15,671	18	79,283	23	81,434	97.36%
	測量	6	14,697	37	93,137	44	108,526	85.82%
	調査	5	18,399	31	98,538	25	109,042	90.37%
	その他	64	173,713	251	686,498	246	899,021	76.36%
	計	87	244,201	409	1,551,530	415	1,764,845	87.91%
平均落札率		94.84%		93.66%		93.42%		

平成30年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	0	0	2	83,506	1	37,962	219.97%
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	2	83,506	1	37,962	219.97%
指名競争入札	物品	14	28,365	115	373,697	182	525,818	71.07%
	印刷	3	3,515	12	12,048	14	14,437	83.45%
	賃貸借	1	2,098	11	54,422	14	38,241	142.31%
	計	18	33,978	138	440,167	210	578,496	76.09%
随意契約	物品	34	15,770	455	258,517	786	307,647	84.03%
	印刷	36	10,228	101	37,551	89	39,995	93.89%
	賃貸借	1	4,320	15	22,401	23	53,895	41.56%
	計	71	30,318	571	318,469	898	401,537	79.31%
合 計	物品	48	44,135	572	715,720	969	871,427	82.13%
	印刷	39	13,743	113	49,599	103	54,432	91.12%
	賃貸借	2	6,418	26	76,823	37	92,136	83.38%
	計	89	64,296	711	842,142	1,109	1,017,995	82.73%
平均落札率		87.30%		88.47%		91.69%		

## 平成30年度発注状況総括表【工事】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	土木	0	0	0	0	0	0	-
	建築	0	0	0	0	0	0	-
	電気	0	0	1	68,040	0	0	-
	管	0	0	0	0	1	31,860	-
	舗装	0	0	0	0	0	0	-
	本管	23	272,379	148	2,608,283	174	2,680,227	97.32%
	その他	0	0	4	254,016	4	151,125	168.08%
	計	23	272,379	153	2,930,339	179	2,863,212	102.34%
指名競争入札	土木	2	4,871	4	10,110	6	46,021	21.97%
	建築	0	0	0	0	1	6,156	-
	電気	1	2,462	3	7,613	3	9,212	82.64%
	管	0	0	2	7,615	1	2,768	275.11%
	舗装	0	0	17	94,803	19	77,641	122.10%
	本管	0	0	0	0	0	0	-
	その他	2	5,454	9	34,480	8	52,866	65.22%
	計	5	12,787	35	154,621	38	194,664	79.43%
随意契約	土木	0	0	0	0	0	0	-
	建築	0	0	0	0	0	0	-
	電気	0	0	0	0	0	0	-
	管	0	0	0	0	0	0	-
	舗装	0	0	0	0	0	0	-
	本管	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	1	20,088	0	0	-
	計	0	0	1	20,088	0	0	-
合 計	土木	2	4,871	4	10,110	6	46,021	21.97%
	建築	0	0	0	0	1	6,156	-
	電気	1	2,462	4	75,653	3	9,212	821.24%
	管	0	0	2	7,615	2	34,628	21.99%
	舗装	0	0	17	94,803	19	77,641	122.10%
	本管	23	272,379	148	2,608,283	174	2,680,227	97.32%
	その他	2	5,454	14	308,584	12	203,991	151.27%
	計	28	285,166	189	3,105,048	217	3,057,876	101.54%
平均落札率		87.60%		87.83%		87.59%		

平成30年度発注状況総括表【委託】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	設計	2	10,843	6	107,265	1	2,138	5017.07%
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	1	1,455	-
	調査	0	0	1	14,857	2	26,976	55.07%
	その他	5	19,424	14	57,804	12	61,189	94.47%
	計	7	30,267	21	179,926	16	91,758	196.09%
随意契約	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	3	48,319	3	4,628	1044.06%
	計	0	0	3	48,319	3	4,628	1044.06%
合 計	設計	2	10,843	6	107,265	1	2,138	5017.07%
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	1	1,455	-
	調査	0	0	1	14,857	2	26,976	55.07%
	その他	5	19,424	17	106,123	15	65,817	161.24%
	計	7	30,267	24	228,245	19	96,386	236.80%
平均落札率		84.60%		85.28%		84.44%		

平成30年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	H30/11/1～H31/3/31		H30年度(4/1～3/31)		H29年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	0	0	0	0	0	0	-
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	物品	3	8,294	18	78,604	31	104,537	75.19%
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	3	8,294	18	78,604	31	104,537	75.19%
随意契約	物品	0	0	0	0	0	0	-
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
合 計	物品	3	8,294	18	78,604	31	104,537	75.19%
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	3	8,294	18	78,604	31	104,537	75.19%
平均落札率		79.35%		86.07%		83.88%		

## 指名停止措置状況の報告（平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

業 者 名	株式会社米持建設 上越市牧区落田 322
指名停止期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・上越市 平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 2 月 16 日まで（2 箇月）</li><li>・上越市ガス水道局 平成 30 年 12 月 17 日から平成 31 年 2 月 16 日まで（2 箇月）</li></ul>
指名停止の事由	<p>平成30年6月22日、上越市発注の上板産深工第29-5-1号 牧湯の里深山荘法面補強工事において、降雨及び湧水により一部軟弱化した路面に格子状鉄板を設置していた際、作業中の重機が脇を歩行していた作業員を巻き込み路面から転落し、作業員1名が死亡した。</p> <p>このことが、上越市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第1第7号並びに上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第1第7号の安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故の規定に該当するため。</p>

## 抽出案件の概要（上越市－No.1）

件名	富岡小学校他2校普通教室空調設備設置 工事		
工事場所	大字富岡他 地内	担当課	建築住宅課営繕室
工期	平成31年2月7日 から 平成31年7月21日 まで（165日間）		
概要	○エアコン仕様（基準仕様） GHP方式（マルチ方式） ○設置教室 ①富岡小学校（上越市大字富岡地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年） 計7室 ②稲田小学校（上越市稲田1丁目地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年）、特別支援学級 計16室 ③戸野目小学校（上越市大字戸野目地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年）、特別支援学級 計8室		
工種等	管	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	平成31年1月28日
選定理由	・管工事の格付けがAランクであること。 ・上越市内に本社を有していること。 管工事の市内本社業者 Aランク登録業者：44社		

予定価格	73,200,000円	制限価格	－円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		65.57%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	(株)セイセツ	48,000,000			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           入札金額が予定価格の            85%を下回ったため、1/30            に低入札調査を実施し、落            札決定         </div>
2	(株)高菱	74,200,000			
3	(株)井上商会	78,000,000			
4	北陸工業(株)	79,050,000			
5	島津工業(株)	辞退			
6	(株)山田商会	辞退			
7	(株)関原工業所	辞退			
8	頸城水道(株)	辞退			
9	(株)サトコウ	辞退			
10	(株)イズミ	辞退			

※金額は税抜き

[ 1 抜け方式による入札の説明は別紙のとおり ]

## 【抽出理由】

他の空調設備設置工事の案件が90%以上の落札率の中で65.57%である。

## 抽出案件の概要（上越市－No.2）

件 名	直江津小学校他 2 校普通教室空調設備設置 工事		
工事場所	住吉町他 地内	担当課	建築住宅課営繕室
工 期	平成 31 年 2 月 12 日 から 平成 31 年 7 月 26 日 まで （165 日間）		
概 要	○エアコン仕様（基準仕様） GHP方式（マルチ方式） ○設置教室 ①直江津小学校（上越市住吉町地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年） 計 8 室 ②直江津南小学校（上越市中央 1 丁目地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年） 計 11 室 ③直江津中学校（上越市西本町 4 丁目地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～3年）、特別支援学級 計 15 室		
工 種 等	管	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	平成 31 年 1 月 28 日
選定理由	・管工事の格付けが A ランクであること。 ・上越市内に本社を有していること。 管工事の市内本社業者 A ランク登録業者：44 社		

予定価格	85,220,000 円	制限価格	— 円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		58.08%

業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
1	(株) イズミ	49,500,000			入札金額が予定価格の 85%を下回ったため、1/29 に低入札調査を実施し、落 札決定
2	(株) セイセツ	56,200,000			
3	(株) 井上商会	86,000,000			
4	(株) 高菱	89,000,000			
5	北陸工業 (株)	92,550,000			
6	頸城水道 (株)	103,800,000			
7	島津工業 (株)	辞退			
8	(株) 山田商会	辞退			
9	(株) 関原工業所	辞退			
10	(株) サトコウ	辞退			

※金額は税抜き

[ 1 抜け方式による入札の説明は別紙のとおり ]

**【抽出理由】**

落札率が 58.08%であり、半額に近いのはなぜか。

### 抽出案件の概要（上越市－No.3）

件名	春日新田小学校他1校普通教室空調設備設置 工事
----	-------------------------

工事場所	大字春日新田他 地内	担当課	建築住宅課営繕室
工期	平成31年2月12日 から 平成31年7月26日 まで (165日間)		
概要	○エアコン仕様（基準仕様） GHP方式（マルチ方式） ○設置教室 ①春日新田小学校（上越市大字春日新田地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年）、特別支援学級 計18室 ②直江津東中学校（上越市大字安江地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～3年）、特別支援学級 計19室		
工種等	管	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	平成31年1月28日
選定理由	・管工事の格付けがAランクであること。 ・上越市内に本社を有していること。 管工事の市内本社業者 Aランク登録業者：44社		

予定価格	88,370,000円	制限価格	－円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		55.45%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	(株) イズミ	49,000,000			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           入札金額が予定価格の85%を下回ったため、1/29に低入札調査を実施し、落札決定         </div>
2	(株) セイセツ	58,100,000			
3	島津工業(株)	90,000,000			
4	(株) 山田商会	91,100,000			
5	(株) 高菱	92,800,000			
6	頸城水道(株)	100,600,000			
7	(株) 井上商会	辞退			
8	(株) 関原工業所	辞退			
9	(株) サトコウ	辞退			
10	北陸工業(株)	辞退			

※金額は税抜き

[1 抜け方式による入札の説明は別紙のとおり]

#### 【抽出理由】

(株) イズミは落札率が50%台であるが、企業努力によるものか。

### 抽出案件の概要（上越市－No.4）

件名	大潟町小学校他1校普通教室空調設備設置 工事
----	------------------------

工事場所	大潟区土底浜他 地内	担当課	建築住宅課営繕室
工期	平成31年2月7日 から 平成31年7月21日 まで （165日間）		
概要	○エアコン仕様（基準仕様） GHP方式（マルチ方式） ○設置教室 ①大潟町小学校（上越市大潟区土底浜地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年）、特別支援学級 計17室 ②大潟町中学校（上越市大潟区潟町地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～3年）、特別支援学級 計10室		
工種等	管	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	平成31年1月28日
選定理由	・管工事の格付けがAランクであること。 ・上越市内に本社を有していること。 管工事の市内本社業者 Aランク登録業者：44社		

予定価格	69,700,000円	制限価格	－円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		64.99%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	(株)セイセツ	45,300,000			落札決定
2	島津工業(株)	70,900,000			
3	(株)山田商会	71,200,000			
4	(株)高菱	75,100,000			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           入札金額が予定価格の            85%を下回ったため、1/30            に低入札調査を実施し、落            札決定         </div>
5	(株)井上商会	辞退			
6	(株)関原工業所	辞退			
7	頸城水道(株)	辞退			
8	(株)サトコウ	辞退			
9	北陸工業(株)	辞退			
10	(株)イズミ	辞退			1 抜け方式により辞退扱い

※金額は税抜き

[ 1 抜け方式による入札の説明は別紙のとおり ]

#### 【抽出理由】

落札率が低いのは、(株)セイセツの企業努力によるものか。

### 抽出案件の概要（上越市－No.5）

件 名	諏訪小学校他 2 校普通教室空調設備設置 工事
-----	-------------------------

工事場所	大字上真砂他 地内	担当課	建築住宅課営繕室
工 期	平成 31 年 2 月 14 日 から 平成 31 年 7 月 28 日 まで （165 日間）		
概 要	○エアコン仕様（基準仕様） EHP方式（マルチ方式） ○設置教室 ①諏訪小学校（上越市大字上真砂地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年） 計 4 室 ②上雲寺小学校（上越市大字上雲寺地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～6年）、特別支援学級 計 8 室 ③雄志中学校（上越市大字下池部地内） ・総設置教室数：普通教室（1年～3年）、特別支援学級 計 7 室		
工 種 等	電気	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	見積日	平成 31 年 2 月 1 日
選定理由	・電気工事の格付けがAランクであること。 ・上越市内に本社を有していること。 電気工事の市内本社業者 Aランク登録業者：28社		

予定価格	37,980,000 円	制限価格	－ 円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		100.00%

業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
1	大和電建（株）	46,300,000	45,300,000	42,500,000	<b>決定</b>
2	（株）梨本電機商会	46,750,000	46,000,000	辞退	
3	（株）上越コープサービス	47,000,000	46,200,000	辞退	
4	（株）城東電工	辞退			
5	信越機工（株）	辞退	再入札を 2 回まで行ったが、予定価格に達しなかったため不調となったが、最低入札金額を提示した大和電建（株）との随意契約に移行。  2 月 1 日に同社から見積書を徴した結果、37,980,000 円で随意契約決定		

※金額は税抜き

[ 1 抜け方式による入札の説明は別紙のとおり ]

<b>【抽出理由】</b> 今回の空調設備設置工事の中で、唯一、落札率が 100%である。
--

### 抽出案件の概要（上越市－No.6）

件 名	鶉の浜消防部消防器具置場解体 工事
-----	-------------------

工事場所	大潟区九戸浜 地内	担当課	スポーツ推進課
工 期	平成 30 年 12 月 20 日 から 平成 31 年 3 月 15 日 まで (86 日間)		
概 要	鶉の浜消防部消防器具解体工事 ・ 消防器具置場：88.5 m <sup>2</sup> ・ 小屋：7.2 m <sup>2</sup>		
工 種 等	解体	工事等級	－
契約方法	指名競争入札	入 札 日	平成 30 年 12 月 10 日
選定理由	参考見積業者及び解体規模を考慮し、解体希望業者の中から地理的要件により選定		

予定価格	3,192,000 円	制限価格	－ 円
落 札 率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		62.66%

業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
1	(株) マキタ創建	2,000,000			<b>落札決定</b>
2	(株) 熊木商事	2,776,000			
3	(株) 山崎土木	3,000,000			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     入札金額が予定価格の                      85%を下回ったため、                      12/12 に低入札調査を実施し、落札決定                 </div>
4	(株) 大滝商事	3,100,000			
5	上越マテリアル (株)	3,150,000			
6	(有) 清水建材	3,150,000			
7	青海建設 (株)	3,160,000			
8	(有) 渡辺商事	3,210,000	無効 (工事費内訳書不備)		
9	(株) セーフティメンテ	3,600,000			
10	(有) 上村商事	4,000,000			
11	(有) 渡邊工務店	辞退			
12	(有) 高原総業	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

**【抽出理由】**

今回の市発注案件の中で、唯一の解体工事であるが、落札率が低いのは企業努力によるものか。

### 抽出案件の概要（上越市－No.7）

件 名	やちほ保育園保育室改修 工事
-----	----------------

工事場所	上荒浜 地内	担当課	保育課
工 期	平成 31 年 3 月 5 日 から 平成 31 年 3 月 20 日 まで （16 日間）		
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事 1 式（壁新設、床改修ほか）</li> <li>・ 機械設備工事 1 式（衛生器具設備工事、給水・給湯設備工事ほか）</li> </ul>		
工 種 等	建築一式	工事等級	C
契約方法	指名競争入札	入 札 日	平成 31 年 3 月 1 日
選定理由	元施工業者及び建築 B、C ランク業者を地理的要件により選定 建築工事の市内本社業者 B、C ランク登録業者：39 社		

予定価格	4,430,000 円	制限価格	－ 円
落 札 率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		72.23%

業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
1	中田建設（株）	3,200,000			<b>落札決定</b>
2	（有）ヤカタ建設	3,980,000			
3	（有）勝建設	4,200,000			
4	（株）井澤建設	4,300,000		入札金額が予定価格の 85%を下回ったため、3/1 に低入札調査を実施し、落 札決定	
5	（株）山彦建設	4,360,000			
6	（株）杉政建設	4,400,000			
7	青海建設（株）	4,450,000			
8	（株）やまいち建設	4,500,000			
9	（株）荷屋建設	4,500,000			
10	（有）熊木組	辞退			
11	（株）ヤマダトータル	辞退			
12	（有）イエヅカ建工	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積取業者

<b>【抽出理由】</b> 落札率が低い。
--------------------------

### 抽出案件の概要（上越市－No.8）

件 名	上越地域医療センター病院地歴調査業務 委託
-----	-----------------------

業務場所	南高田町 地内	担 当 課	健康づくり推進課 地域医療推進室
工 期	平成 30 年 12 月 14 日 から 平成 31 年 3 月 15 日 まで （92 日間）		
概 要	①土壌汚染に係る土地利用履歴資料の収集 ②現地確認及び聴き取りによる調査 ③試料採取等対象物質の種類の特 ④土壌汚染のおそれの区分の分類 ⑤試料採取等を行う区画の選定 ⑥報告書の作成		
工 種 等	その他	工事等級	—
契約方法	指名競争入札	入 札 日	平成 30 年 12 月 3 日
選定理由	参考見積依頼業者のほか、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関である市内本社及び市内営業所業者のうち、建設コンサルタントにおける環境調査（土壌調査）若しくは物品における役務（環境調査・土壌調査）に関する実績等を加味して選定		

予定価格	1,510,000 円	制限価格	— 円
落 札 率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		33.97%

業者名		第 1 回	第 2 回	第 3 回	備 考
1	(株) 土木管理総合試験所	513,000			入札金額が予定価格の 85%を下回ったため、12/5 に低入札調査を実施し、落 札決定
2	ミヤマ (株)	726,840			
3	(一財) 上越環境科学センター	800,000			
4	(株) キタック	1,370,000			
5	(株) 村尾技建	1,500,000			
6	明治コンサルタント (株)	1,800,000			
7	(株) 日さく	辞退			
8	(株) エイト日本技術開発	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

【抽出理由】	落札率が 33.97%と低すぎるが、大丈夫か。
--------	-------------------------

### 抽出案件の概要（上越市－No.9）

件名	住宅用火災報知器（南新町住宅E棟ほか9棟）
----	-----------------------

納入場所	南新町住宅他	担当課	建築住宅課
納入期限	平成30年11月22日から平成31年1月31日まで（71日間）		
概要	市営住宅に設置する火災報知器150個 規格 日本消防検定協会 検定品（消防法令適合品）		
業種	物品	工事等級	—
契約方法	指名競争入札	入札日	平成30年11月22日
選定理由	物品入札参加資格者（消防機器類）のうち、市内本社業者を指名		

予定価格	1,134,000円	制限価格	—円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		54.29%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	(株)井上商会	辞退			
2	(株)エム・エー・シー	辞退			
3	(株)O・W・A	辞退			
4	高坂防災(株)	570,000			落札決定
5	(株)高菱	辞退			
6	信越機工(株)	1,350,000			
7	(株)大昭商事	辞退			
8	協業組合太陽自動車工業	辞退			
9	北陸産業(株)	辞退			
10	(株)ホンダウオーク	辞退			
11	(株)マルトミ	辞退			
12	(有)みのり商会	辞退			
13	(株)矢野電気工業所	辞退			
14	(株)山彦建設	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

#### 【抽出理由】

落札率が54.29%と安価だが、大丈夫か。

抽出案件の概要（上越市ガス水道局－No.10）

件名	柿崎川浄水場 NO.1 前次亜塩素流量計
----	----------------------

納入場所	上越市柿崎区上中山 地内	担当課	浄水センター
納入期限	平成30年12月3日 から 平成31年3月29日 まで (117日間)		
概要	電磁流量計（検出器1台、変換器1台、ケーブル式）		
業種	物品	工事等級	－
契約方法	指名競争入札	入札日	平成30年12月3日
選定理由	物品入札参加資格者のうち水道計測機器を希望する業者で、対象機器の納入が可能な市内本社業者5社並びに準市内業者のうち既存の機器設置業者1社及び機器のメーカー代理店1社を選定		

予定価格	1,100,000円	制限価格	－円
落札率	[ 入札金額 ÷ 予定価格 × 100 ]		61.55%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	不二精研(株)	677,000			落札決定
2	昱工業(株) 上越支店	980,000			
3	(株)矢野電気工業所	1,160,000			
4	(株)ジェスクホリウチ 上越営業所	1,200,000			
5	(株)ジェック	1,220,000			
6	(株)上越工産	1,250,000			
7	(株)エム・エー・シー	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

【抽出理由】

落札率が61.55%と低い。

別紙

1 抜け方式による入札について【No.1 からNo.5 共通資料】

工事内容や参加資格要件が同様の複数案件を同日に入札執行する場合、あらかじめ1 抜け方式対象工事及び開札順を決めておき、順次、落札者を決定する。その際、1つの工事について落札者となった場合、以降の入札は辞退扱いとする入札方式

○抽出案件 No. 1 及び No. 2 における 1 抜け方式対象工事

開札順	工事名	工事場所	工種等
1	直江津小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事	住吉町他	管
2	黒田小学校他 3 校普通教室空調設備設置工事	大字黒田他	
3	富岡小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事	大字富岡他	
4	柿崎小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事	柿崎区柿崎他	

○抽出案件 No. 3 及び No. 4 における 1 抜け方式対象工事

開札順	工事名	工事場所	工種等
1	春日新田小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事	大字春日新田他	管
2	大潟町小学校他 1 校普通教室空調設備設置工事	大潟区土底浜他	
3	古城小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事	港町 2 丁目他	

○抽出案件 No. 5 における 1 抜け方式対象工事

開札順	工事名	工事場所	工種等
1	南川小学校他 3 校普通教室空調設備設置工事	頸城区上吉他	電気
2	針小学校他 4 校普通教室空調設備設置工事	板倉区針他	
3	安塚小学校他 4 校普通教室空調設備設置工事	安塚区安塚他	
4	諏訪小学校他 2 校普通教室空調設備設置工事	大字上真砂他	

※今回の小中学校エアコン設置工事（入札件数：22 件）においては、工種や予定価格、またエリアを考慮して7つの1 抜け方式による入札グループの区分けを行い、入札を実施した。